

デイケア 「まめ助」 事業運営規程

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業

(事業の目的)

1 条 医療法人社団三樹会(以下「事業者」という)が開設するデイケア 「まめ助」(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイケア 「まめ助」
- ② 所在地 鳥取市扇町 1 7 6 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1 名(常勤兼務、医師と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

医師	1 名以上(常勤兼務、内 1 名は管理者を兼務)
理学療法士または作業療法士	1 名以上(常勤、内 1 名は管理者代行を兼務)
介護職員	1 名以上(常勤、または非常勤、うち 3 名は相談員を兼務)
看護職員	1 名以上(非常勤兼務)
管理栄養士	1 名以上(非常勤兼務)

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、及び12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分までとする。

(利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

介護予防通所リハビリテーションも含めて、1単位20人とする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- ① (介護予防)通所リハビリテーション計画の立案
- ② 医学的管理・看護・介護
- ③ 機能訓練
- ④ 食事の提供及び介助
- ⑤ 入浴の提供及び介助(一般浴、又は清拭、機械浴)
- ⑥ 排泄介助
- ⑦ 更衣、移動・移乗、服薬介助
- ⑧ 自宅と事業所間の送迎
- ⑨ 生活相談、趣味・教養活動、季節行事、その他
- ⑩ 特別なサービス

リハビリテーションマネジメント加算、短期集中個別リハビリテーション、入浴介助加算、リハビリテーション提供体制加算、サービス提供体制強化加算、科学的介護推進体制加算、退院時共同指導加算

2 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

3 前項の利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

① 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

- | | |
|---------------------------|------|
| ・実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 | 250円 |
| ・実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 | 500円 |

② 嗜好品代50円、食費は600円(嗜好品代を含む)

③ おむつ代は、タイプにより1枚につき150円～200円、尿取りパットは、1枚につき50円

④ 日常生活において通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、鳥取県鳥取市のうち、鳥取市立東中学校校区、鳥取市立西中学校校区、鳥取市立南中学校校区、鳥取市立北中学校校区、鳥取市立中ノ郷中学校校区、鳥取市立桜ヶ丘中学校校区、大正小学校区、賀露小学校区、宮ノ下小学校区とする。ただし、利用者等の要請により通常の事業の実施区域を越えて実施することがある。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備の利用については、当該設備等を破損することのないよう、また他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 事業所の安全衛生を害する行為をしない。
- ④ 時間に遅れた場合は、サービスが受けられない場合がある。
- ⑤ サービス利用前、サービス中の飲酒
- ⑥ サービス利用中の喫煙
- ⑦ 利用者間、或いは利用者から職員への金品や物品の提供は禁止します。

（緊急時等における対応）

第10条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡等が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（個人情報の保護）

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第13条 提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、苦情解決体制の整備、成年後見人制度の利用支援を行うとともに、虐待の防止等のための責任者を配置し、事業所職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施する。

また、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合(又は、発見した場合)には、速やかにこれを市町村に通報する。

(身体拘束等の適正化)

第15条 事業者は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動の制限は行いません。

2 ただし、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、2年間保存します。

3 ご家族等の要求がある場合及び監督機関等の指示がある場合には、これを開示します。

(虐待の防止のための措置)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な体制の整備を行うとともに、虐待の防止等、以下の措置を適切に実施するための担当者を設置する。

虐待防止に関する責任者 福祉部門 小谷日出介

2 虐待の発生又はその再発防止をするため、虐待の防止のための措置に関する事項として、以下の措置を講じることとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備を行う。
- ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。(年1回以上)
- ④ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合(又は発見した場合)には速やかにこれを市町村に通報する。(義務)

(感染症対策の強化)

第17条 事業者は、感染症対策の強化として、住宅等で感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じるものとする。

- ① 事業所等における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的(6月に1回以上)に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底する。
- ② 事業所等における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備を行う。
- ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。(年1回以上)

(業務継続に向けた取組の強化)

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を作成し、そのために必要な措置を以下のとおりとする。

- ① 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。(年1回以上)
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
 - ③ 法定研修 年間計画を基に各研修を実施
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

(改訂日)

平成30年2月9日

平成31年1月4日

平成31年1月23日

令和3年4月1日

令和6年1月29日

令和6年5月15日